

令和7年度 共同生活援助事業所ぴあ 事業計画書

(共同生活援助事業)

第1 基本方針

共同生活援助事業所ぴあは、日常生活および社会生活においてご利用者の意思や希望が十分に反映されるよう、ご利用者の意思や選好を確認する際は、十分な時間を確保し最善の利益に資するようご利用者個々の自己決定を尊重した対応を基本とします。

特に、支援サービスの提供にあたって、支援内容の定期的な見直しや改善を進めるとともに、職員教育や研修を定期的実施し、最新の知識と技術を習得することで支援の質の向上を図り、ご利用者の障がい特性や心身の状態に十分に配慮した支援サービスを提供します。

また、ご利用者が地域社会の一員として自立し、充実した生活が営むことができるよう、柔軟かつ包括的な支援を提供するとともに、地域資源の活用や地域社会との連携を強化するなど、ご利用者が積極的に地域社会に参加できるようサポートします。

つきましては、令和7年度の重点項目を以下のとおり進めます。

1 意思決定支援の充実

支援サービスの提供にあたっては、ご利用者個々の自己決定を尊重し、日常生活および社会生活においてご利用者の意思や希望が十分に反映されるよう、意思決定に必要な情報の提供や自己決定を推進するための複数選択肢による対応、支援内容の評価とフィードバックをととして意思決定支援を重視した支援体制の構築に努めます。

2 虐待防止の徹底と権利擁護の推進

ご利用者が安心して生活できる環境を提供するために、職員一人ひとりが虐待の兆候を見逃さず、適切な対応ができるよう、虐待防止委員会が中心となり定期的な教育と研修を実施するとともに、モニタリングやご利用者の権利擁護の取り組みを更に推進します。

3 多様かつ潤いのある活動の提供

ご利用者が地域社会において充実した生活を送るために、心身のリフレッシュや社会参加の促進、ご利用者の興味や関心に応じた多様な余暇活動を提供します。余暇活動の提供にあたっては、地域や関係団体との連携を図るとともに、地域のイベントやクラブ活動、ボランティア活動などに参加する機会を増やすなど地域社会とのつながりを重視した対応に努めます。

4 事業所の維持管理

事業所の保全管理と快適な住環境の維持のため、建築年数を考慮したうえでグループホームの屋根及び壁の塗装を実施します。また、各グループホームの点検とメンテナンスを実施し経年劣化等に対しては軽微なものは迅速に修繕するとともに、予算措置が必要な修繕箇所が発生した場合は修繕の優先順位を決め、スケジュールや予算措置など計画的な対応に努めます。

5 緊急時の対応強化

自然災害や新興感染症等による集団感染に備えて発生時に迅速な対応及び感染拡大防止を図られるよう、感染症BCPの適切な運用を図るとともに、必要に応じて見直しや改善、改定を行い有用性のあるBCPの策定に努めます。また、事故、急病などの緊急事態に備えて、職員の訓練、緊急時の連絡体制、避難計画の策定、備蓄品の管理、ご利用者への説明と訓練を通じて、迅速かつ適切な対応を行います。

第2 組織と利用者状況

1 組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な事業所経営を遂行するために、次の組織体制で進めます。

(1) 事務係

事務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

(2) 生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面等における支援と健康管理を中心にサービス提供を行います。

(3) 世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と健康管理及び相談等を行います。

(4) 職員配置状況（令和7年4月1日現在）

区 分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男 性	1	(2)	6	(6)		7 (8)
女 性			9	12 (9)	(2)	21 (11)
計	1	(2)	15	12 (15)	(2)	28 (19)

※ () は兼務職員

2 会議等の体制

(1) 次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・ 地域支援会議 (サービス管理責任者、生活支援員、世話人)
- ・ ケース会議 (支援係担当者)
- ・ 生活委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 防犯・防災対策委員会 (支援係担当者)
- ・ 虐待防止委員会 (支援係担当者)
- ・ 衛生管理委員会 (支援係担当者)

(2) 研修会

- ・ 施設内研修会 (随時)
- ・ 関係機関・団体・その他の研修参加 (随時)
- ・ 研究調査・ケース研究 (随時)

3 ご利用者の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 各共同生活住居における利用状況

区 分	ぴ あ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおば	ひかり	合計
男 性	7	4			1		6	4	22
女 性			6	6	3	5			20
計	7	4	6	6	4	5	6	4	42

(2) 障害支援区分等

区 分	障がい程度			障害支援区分							
	A	B	計	非該当	1	2	3	4	5	6	計
男 性	5	17	22	0	0	2	13	5	1	1	22
女 性	5	15	20	0	0	2	10	6	1	1	20
計	10	32	42	0	0	4	23	11	2	2	42

(3) 年齢別

区 分	～20 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	最高 年齢	最少 年齢	平 均
男 性	0	1	3	4	3	6	5	79 歳	22 歳	55.8 歳
女 性	2	1	0	2	6	6	3	76 歳	18 歳	55.1 歳
計	2	2	3	6	9	12	8			55.5 歳

(4) 障がい別

区	てんかん	自閉傾向	統合 失調症	身 体 障がい	ダウン症	視 覚 障がい	聴 覚 障がい	内部疾患	体幹機能	強度行動 障がい	心因反応	その他
男 性	2		4				2					1
女 性	3		4	2								1
計	5		8	2			2					2

第3 事業と運営方針

1 事業の内容

共同生活援助事業 定員42名

共同生活住居8ホーム、サテライト型1カ所

2 運営方針

(1) 事務部門

項 目	事業内容	具体的な内容
事業運営	健全な財政基盤と事業運営	障がい福祉サービスの基準を遵守し、訓練等給付費及び各種請求事務を適正に進めます。また、適正な予算執行や入居率の維持に努め、経営の健全化を更に推進します。
	計画的な建物等の保全管理	定期的な建物内外の点検をととして破損や劣化などは必要に応じて修繕や改修を行います。また、各グループホームの点検とメンテナンスを実施し経年劣化等に対しては軽微なものは迅速に修繕するとともに、予算措置が必要な修繕箇所が発生した場合はスケジュールなど計画的な対応に努めます。 (主な事業) グループホームういんぐ壁塗装工事 グループホームえーる屋根塗装工事
	人材の確保と育成	質の高い支援サービスを提供するために人材の確保が必要不可欠であることから、求人活動を更に強化するとともに情報を広く発信し多様な人材の確保に努めます。
	防災・防犯体制の強化	ご利用者が安心して生活できる環境の構築を更に推進するために、BCPの見直しや実践を想定した訓練を定期的に行います。また、防犯体制の強化を目的として、事業所内外の点検やご利用者を対象とした研修会を企画実施します。
	食材の確保と適正な取扱い	食材費の値上がりやお米の単価が高騰していることを踏まえ、安定的に食事提供ができるよう食材等の仕入れ方法及びご利用者から徴収している食材料費の適正化を図ります。

事業運営	ご利用者の獲得に向けた取組みの推進	高等養護学校や相談支援事業所等との連携を継続し、サービス利用希望者の調査や当事業所の情報提供、体験実習などの受入れを積極的に行うなど、より多くの方に周知することで新規利用に結びつくような取組みを推進します。
	職員・ご利用者の健康管理と疾病予防	年2回（職員は年1回）、定期健康診断及び生活習慣病検診を実施するとともに、異常等があれば早期に通院等の対応を行います。また、職員の健全な心身の維持・向上のため、効率的なサービス提供に努めます。また、ご利用者に対して健康啓発活動や健康に関する学習会を企画し健康に関する知識や疾病等予防の重要性について意識向上を図ります。

（２）生活支援部門

生活支援サービス	意思決定支援の充実	ご利用者個々の自己決定を尊重し、ご利用者の意思や希望が十分に反映されるよう、意思決定に必要な情報提供、自己決定を後押し出来る様な複数選択肢の準備、支援内容の評価とフィードバックをとおして意思決定支援を重視した支援体制の構築に努めます。
	虐待防止と権利擁護の推進	職員一人ひとりが虐待の兆候を見逃さず、適切な対応ができるよう、虐待防止委員会が中心となり定期的な教育と研修を実施するとともに、モニタリングやご利用者の権利擁護の取り組みとして学習機会や啓発運動を更に推進します。
	若年ご利用者の支援対応の強化	近年、高等養護学校からのサービス利用開始が増えていることから若年層のご利用者に対して、社会参加や精神的なサポート、友人関係等の課題に適切に対応し、若年のご利用者が安心して生活できる体制整備に努めます。
	高齢ご利用者対策	高齢ご利用者は、慢性的な疾患や加齢に伴う健康問題、孤立感や認知症状を抱えることが多いため健康の維持と管理が重要と捉え、リハビリテーションや運動プログラムを意識した支援対応をとおして、身体機能の維持、向上を図ります。
保健衛生	感染症予防対策	感染症対策については、衛生管理員会の開催や感染症マニュアル、BCP等を基本として、より実践かつ効果的な感染予防対策を推進します。また、定期的に感染症予防の啓発運動を行うとともに感染症発症時にスムーズな対応が出来るよう衛生用品の在庫確認を行い適正な管理に努めます。
生きがい社会参加	多様かつ潤いのある活動の提供	ご利用者が地域社会において充実した生活を送るために、ご利用者の興味や関心に応じた多様な余暇活動を提供します。また、地域や関係団体との連携を図るとともに、地域のイベントやクラブ活動等の参加機会をとおして地域社会とのつながりを重視した対応に努めます。
食事提供	食事サービスの提供	献立表に基づき、朝食及び夕食について世話人とご利用者が共同で調理を行い、良好な人間関係の構築と家庭的な食事環境の提供に努めます。また、時折外食やお弁当を喫食する機会を設定し、食に対する楽しみが広がるような取組みを推進します。
家族会	家族会の事務局支援	家族会が開催する総会等において事業内容の説明や事務局サポートなどをとおして、なんぷ〜香房及びGHびあの各種事業が円滑に実施出来るよう支援します。
地域移行	自立対策	共同生活住居からの自立を希望するご利用者に対して、地域生活に必要なスキルアップの取り組みなどを適切に支援します。

令和7年度 共同生活援助事業所 ぴあ 組織機構図

